

2026年8月 ANAエアラインスクール約款改訂内容

■新旧一覧

No.	旧 (改訂前)	新 (改訂後)
1	新設	<p><u>■第 21 条 (生成AI等の利用およびデータ取得の制限)</u></p> <p>乙は、生成AIおよび機械学習システム等（以下「生成AI等」といいます）の利用、ならびに自動化された手段によるデータ取得に関し、本条の定めに従うものいたします。</p> <p>2.乙は、甲の事前の書面による承諾なく、以下の各号に定める行為を行ってはならないものといたします。</p> <p><u>(1) 本約款および個別契約に基づき提供される研修内容、教材、レポート等（以下「本研修情報」といいます）を生成AI等に入力または送信し、学習、推論、ベクトル化その他の処理を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 本研修情報を素材として、生成AI等を用いて自社用または第三者用の教材、類似コンテンツ等を生成すること。</u></p> <p><u>(3) 甲のウェブサイト等の公開情報から、自動化された手段（スクレイピング等）を用いて情報を取得またはデータベース化を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 目的のいかんを問わず、生成AI等を用いて本研修情報から生成された処理結果または派生物を、利用、第三者に開示、提供、または譲渡すること。</u></p> <p>3.乙は、前項の規定に違反した事実が判明した（または違反するおそれがある）場合、直ちに甲に通知し、当該違反に関連する一切の情報、生成された処理結果、派生物およびデータベース等の削除、その他甲が指示する是正措置を講じるものいたします。また、甲は必要に応じ、乙に対し、本条の遵守状況の報告を求めることができるものといたします。</p>
2		<p><u>第21条を第22条とし、以降第22条から第26条まで1条ずつ繰り下げる。</u></p>
3	<p>■第24条 (契約終了時の効力)</p> <p>1. 本約款に基づく契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第8条 (禁止事項)、第9条 (甲による解除)、第10条 (損害賠償)、第11条 (権利義務の譲渡禁止)、第 15 条 (秘密情報の定義)、第 16 条 (秘密保持)、第 17 条 (研修講師の個人情報の取扱)、第 18 条 (個人情報の定義)、第 19 条 (個人情報の取り扱い)、第 20 条 (知的財産権の帰属)、第 21 条 (準拠法)、第 22 条 (管轄裁判所) および本条の規定については、なお効力を有するものといたします。</p>	<p>■第25条 (契約終了時の効力)</p> <p>1. 本約款に基づく契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第8条 (禁止事項)、第9条 (甲による解除)、第10条 (損害賠償)、第11条 (権利義務の譲渡禁止)、第 15 条 (秘密情報の定義)、第 16 条 (秘密保持)、第 17 条 (研修講師の個人情報の取扱)、第 18 条 (個人情報の定義)、第 19 条 (個人情報の取り扱い)、第 20 条 (知的財産権の帰属)、<u>第 21 条 (生成AI等の利用およびデータ取得の制限)</u>、第 22 条 (準拠法)、第 23 条 (管轄裁判所) および本条の規定については、なお効力を有するものといたします。</p>
4	<p>■第25条 (適用期日)</p> <p>本約款は、2025年8月1日より適用いたします。</p>	<p>■第26条 (適用期日)</p> <p>本約款は、<u>2026年8月1日</u>より適用いたします。</p>